

議案第26号

三朝町職員の再任用に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の再任用に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成14年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の再任用に関する条例（平成13年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前				
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(任期の末日)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる者に係る再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める年齢にその者が達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附</td> <td>略</td> </tr> </table>	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附	略	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(任期の末日)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる者に係る再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める年齢にその者が達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>地方公務員法等共済組合法（昭和37年法律第152号）</td> <td>略</td> </tr> </table>	地方公務員法等共済組合法（昭和37年法律第152号）	略
地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附	略				
地方公務員法等共済組合法（昭和37年法律第152号）	略				

<p><u>則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する特定警察職員等</u> (以下「特定警察職員等」という。)である者以外の者</p> <p>略</p>	<p><u>附則第 25 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する特定警察職員等</u> (以下「特定警察職員等」という。)である者以外の者</p> <p>略</p>
--	---

附 則  
この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

前 五 号	附 五 号
<p>第 1 条 第 1 項 第 1 号</p> <p>(日末の限付)</p> <p>この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。この施行期日の前日である平成 13 年 3 月 31 日以前に制定された法律第 125 号(警察官等共済法)第 125 条第 1 項第 1 号(以下「旧法」という。)の規定は、この施行期日の前日以後に制定された法律第 125 号(以下「新法」という。)の規定に準じて適用する。</p>	<p>第 1 条 第 1 項 第 1 号</p> <p>(日末の限付)</p> <p>この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。この施行期日の前日である平成 13 年 3 月 31 日以前に制定された法律第 125 号(以下「旧法」という。)の規定は、この施行期日の前日以後に制定された法律第 125 号(以下「新法」という。)の規定に準じて適用する。</p>
<p>新法(第 125 号)</p> <p>旧法(第 125 号)</p>	<p>新法(第 125 号)</p> <p>旧法(第 125 号)</p>